

## 牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく牛の特定部位使用許可申請等事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号。以下「法」という。)

第7条第2項の規定により、京都市と畜場(以下「と畜場」という。)内でと畜処理された牛の特定部位について、焼却する義務を免除し、使用を許可するに当たっての必要な事項を定める。

### (申請)

第2条 牛の特定部位の使用を希望する者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ京都市衛生環境研究所(以下「衛生環境研究所」という。)長に対し、牛の特定部位使用申請書(様式第1号)にと畜場の設置者又は管理者が作成した牛の特定部位焼却免除申請書(様式第2号)及びその他必要な書類を添えて申請し、許可を受けなければならない。

2 牛の特定部位使用申請書並びに牛の特定部位焼却免除申請書等の提出先は、衛生環境研究所食肉検査部門とする。

### (受付)

第3条 牛の特定部位使用申請書並びに牛の特定部位焼却免除申請書の提出を受けた衛生環境研究所食肉検査部門は、事務処理簿を設けて必要事項を記載するとともに、申請書の記載内容等について、次のことを確認する。

- (1) 必要事項が全て記載されており、牛の特定部位使用許可申請書並びに牛の特定部位焼却免除申請書の記載内容の整合性がとれていること。
- (2) 申請者は、大学若しくは研究機関等の長又は大学若しくは研究機関等における当該学術研究等の責任者であること。
- (3) 使用目的は、学術研究等の用に供するものとして適当であり、かつ、他のもので代用できない場合であること。

- (4) 使用方法は、衛生上支障のないものであること。
- (5) 使用期間は、1年を超えないものであること。
- (6) 使用する特定部位の種類及び量は、使用目的及び使用方法から勘案して必要最小限のものであること。
- (7) 特定部位の保管場所について、施錠ができ、目的外使用を防止できる場所であることを証明する書類(図面、写真等)が添付されていること。
- (8) 使用後の特定部位の処分方法について、衛生上支障なく、最終的に確実に焼却される方法であることを証明する書類(産業廃棄物処理業者への委託契約書の写し等)が添付されていること。
- (9) 学術研究に関する刊行物、学会発表等により、当該研究分野において実績を有することを証明する書類(論文、抄録等)が添付されていること。

2 申請は、研究若しくは試験ごと、かつ、特定部位を使用する施設ごととする。

(許可)

第4条 衛生環境研究所長は、審査の結果、牛の特定部位の使用及び焼却する義務の免除を許可して差し支えないと認めた場合は、牛の特定部位使用許可書(様式第3号)及び牛の特定部位焼却免除許可書(様式第4号)を作成し、衛生環境研究所食肉検査部門においてそれぞれ申請者及び畜場の設置者又は管理者に交付する。

(特定部位の取扱い)

第5条 使用及び焼却する義務の免除を許可する特定部位(以下「特定部位」という。)は、牛海綿状脳症スクリーニング検査結果が陰性であると確定された牛のものとする。

2 衛生環境研究所食肉検査部門は、特定部位の授受が行われる際に立ち会い、特定部位の種類及び量が許可の内容と相違ないことを確認し、記録簿を設けて記録する。

(報告)

第6条 申請者は、毎月1日(使用期間開始日の属する月にあっては当該開始日)から末日(使

用期間終了日の属する月にあっては当該終了日)までの特定部位の使用状況等を、牛の特定部位使用報告書(様式第5号)に、使用後の特定部位を適正に処分したことを証明する書類(産業廃棄物管理票の写し等)を添付し、翌月10日までに衛生環境研究所長に対して報告すること。

- 2 申請者は、申請内容に変更があった場合は、その内容を直ちに書面で衛生環境研究所長に報告すること。
- 3 申請者は、特定部位の紛失等があった場合、自らの責任において危害防止、再発防止対策等を講じ、その旨を直ちに書面で衛生環境研究所長に報告すること。

(許可の制限)

第7条 申請者が、虚偽又は不正な申請、あるいは不適切な処分方法を行った場合等には、特定部位の使用許可を取り消すとともに、その原因、今後の対策等を報告させ、その内容が適正であると確認できるまで、当該申請者の使用許可申請を受け付けないものとする。

附 則

この要領は、平成15年6月20日より実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日より実施する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日より実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日より実施する。

## 牛の特定部位使用申請書

(あて先) 京都市衛生環境研究所長	年 月 日
申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)  ,
	電話 —

牛の特定部位を使用したいので、牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

使 用 目 的	
使 用 方 法	
使用期間(1年を超えないこと)	
使用する特定部位の種類及び量	
特定部位の使用場所	
特定部位の保管場所	
特定部位の管理責任者	
使用後の処分方法	
その他	

注)申請時には次の書類を添付してください。

- ・保管場所の構造等を証明する書類(図面・写真等)
- ・使用後の処分方法を証明する書類(産業廃棄物処理業者への委託契約書の写し等)
- ・当該研究分野における実績を証明する書類(論文、抄録等)

受 受 印

## 牛の特定部位焼却免除申請書

(あて先) 京都市衛生環境研究所長	年 月 日
申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)  ,
	電話
	—

牛の特定部位の焼却免除について、牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

と畜場の名称及び所在地	
申請目的	
特定部位の使用者名及び所在地	
特定部位の種類及び量	
その他の	

收受印

## 牛の特定部位使用許可書

住 所

氏 名

牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項の規定により、 年 月 日  
付けで申請のあった牛の特定部位の使用について、次のとおり許可します。

### 1 使用目的

### 2 使用方法

### 3 使用期間

### 4 使用する特定部位の種類及び量

### 5 許可の条件

1 様式第5号により、毎月の特定部位の使用状況等を翌月10日までに報告してください。

年 月 日

京都市衛生環境研究所長

印

注) 教示事項について(裏面)参照

## = 教示 =

この処分に不服があるときは、この許可書を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この許可書を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

許可指令番号

## 牛の特定部位焼却免除許可書

住 所

氏 名

牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項の規定により、 年 月 日  
付けで申請のあった牛の特定部位の焼却免除について、次のとおり許可します。

1 と畜場の名称及び所在地

2 申請目的

3 特定部位の使用者名及び所在地

4 特定部位の種類及び量

5 許可の条件

年 月 日

京都市衛生環境研究所長

印

注) 教示事項について(裏面)参照

## = 教示 =

この処分に不服があるときは、この許可書を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この許可書を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

## 牛の特定部位使用報告書

(あて先) 京都市衛生環境研究所長 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	年 月 日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)  ,
	電話 一

牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項の規定により、 付け で使用許可された牛の特定部位について、 年の使用状況等を、次のとおり報告します。	
使用した特定部位の種類及び量	
使用した特定部位の処分日及び処分方法	
翌月に繰り越した 特定部位の種類及び量	
そ の 他	

注)使用後の特定部位を適正に処分したことを証明する書類  
(産業廃棄物管理票の写し等)を添付してください。

受印